



# 鳥取県公報

平成 28 年 5 月 31 日 (火)  
第 8 8 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (388) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (389) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (390) (〃) . . . . . 2
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (391) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (392) (〃) . . . . . 2
	特定計量器の定期検査の実施 (393) (くらしの安心推進課) . . . . . 3
	幹線道路沿いの区域の指定 (394) (住まいまちづくり課) . . . . . 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (395) (農地・水保全課) . . . . . 3
	土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 (396) (〃) . . . . . 4
	物品売払代金の徴収事務の委託 (397) (森林づくり推進課) . . . . . 4
◇ 教委告示	平成29年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針 (15) (特別支援教育課) . . . . . 4
	平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針 (16) (〃) . . . . . 6
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) . . . . . 8
	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) . . . . . 8
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) . . . . . 8
◇ 調達公告	落札者の決定 (鳥取県立中央病院) . . . . . 8
◇ 正 誤	平成28年5月13日付鳥取県公報第8798号中訂正 . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第388号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5 月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイハウスさくら	鳥取市西品治635-1	平成28年 5 月25日	通所介護

## 鳥取県告示第389号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5 月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社さくら	居宅介護支援事業所さくら	鳥取市西品治635-1	平成28年 5 月25日

## 鳥取県告示第390号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5 月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイハウスさくら	鳥取市西品治635-1	平成28年 5 月25日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第391号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5 月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社さくら	居宅介護支援事業所さくら	鳥取市西品治780-2	平成28年 4 月27日	平成28年 5 月24日

## 鳥取県告示第392号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5 月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社さくら	デイサービスセンターさくら南安長	鳥取市南安長一丁目 7-19	平成28年 4 月 26 日	平成28年 5 月 24 日	介護予防通所介護

### 鳥取県告示第393号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八頭町	平成 28 年 7 月 4 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	八頭郡八頭町徳丸 578-1 八頭町男女共同参画センター
〃	平成 28 年 7 月 7 日（木）	午前 10 時から 午後 3 時まで	八頭郡八頭町宮谷 80 中央公民館
〃	平成 28 年 7 月 11 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	八頭郡八頭町船岡 539-1 船岡地区公民館
八頭郡 智頭町	平成 28 年 7 月 15 日（金）	午前 10 時から 午後 3 時まで	八頭郡智頭町大字智頭 2076-2 智頭町総合センター
八頭郡 若桜町	平成 28 年 7 月 22 日（金）	午後 1 時から 午後 3 時まで	八頭郡若桜町大字若桜 757 若桜町公民館

### 鳥取県告示第394号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成 21 年鳥取県条例第 6 号）別表第 11 項中欄の規定に基づき、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 12 号に規定する条例で指定する幹線道路沿いの区域を定めたので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び日吉津村建設産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成 28 年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 指定区域

名称	路線名	指定区域
日吉津地区	一般国道 9 号	西伯郡日吉津村大字日吉津の一部
	一般国道 431 号	西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部
	一般県道日吉津伯耆大山 停車場線	西伯郡日吉津村大字日吉津、大字富吉及び大字今吉の各一部 ただし、今吉・海川新田地区集落地区計画の区域を除く。

#### 2 指定年月日

平成 28 年 5 月 31 日

### 鳥取県告示第395号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を平成 28 年 5 月 23 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 28 年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第396号**

東伯町土地改良区が行う土地改良事業（東伯町土地改良区営維持管理事業東伯町土地改良区地区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成28年6月1日から同月20日まで
- 3 縦覧に供する場所  
琴浦町役場
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第397号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
石谷林業株式会社智頭支店  
株式会社倉吉木材市場  
株式会社米子木材市場
- 2 委託期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 教 育 委 員 会 告 示

**鳥取県教育委員会告示第15号**

平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成28年5月31日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

- 1 基本方針  
鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。  
鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。
- 2 出願資格  
障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3 歳児、4 歳児又は 5 歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4 歳児又は 5 歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- イ 平成 29 年 3 月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者
- イ 平成 29 年 3 月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）の入学者募集  
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成 29 年 2 月 21 日（火）から同月 23 日（木）までの日とする。  
受付時間は、平成 29 年 2 月 21 日（火）及び 22 日（水）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 23 日（木）は午前 9 時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成 29 年 3 月 7 日（火）

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成 29 年 3 月 15 日（水）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 2 月 21 日（火）から同月 23 日（木）までの日とする。  
受付時間は、平成 29 年 2 月 21 日（火）及び 22 日（水）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 23 日（木）は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 29 年 3 月 7 日（火）

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成29年3月15日（水）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成29年3月21日（火）及び22日（水）とする。

受付時間は、平成29年3月21日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成29年3月23日（木）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成29年3月27日（月）

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

---

**鳥取県教育委員会告示第16号**

平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成28年5月31日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

(1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒

(2) 就労による社会的自立をめざす生徒

(3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）

(2) 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

## 4 入学者選抜

## (1) 一般入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

## ア 出願期間

平成28年11月16日（水）から同月18日（金）までとする。

受付時間は、平成28年11月16日（水）及び17日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月18日（金）は午前9時から正午までとする。

## イ 実施期日

平成28年12月8日（木）及び9日（金）（ただし、面接は、平成28年12月9日（金）とする。）

## ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。

検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

## エ 選抜方法

合格者は、琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

## オ 合格発表

平成28年12月16日（金）

## カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成29年1月10日（火）までに、中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

## キ 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

## (2) 再募集入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## ア 出願期間

平成29年1月17日（火）及び18日（水）とする。

受付時間は、平成29年1月17日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月18日（水）は午前9時から正午までとする。

## イ 実施期日

平成29年1月24日（火）

## ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

## エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

## オ 合格発表

平成29年1月30日（月）

## 5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成28年 5 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成28年 6 月 1 日から 同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154－ 1 地先佐崎橋から下流の区域）	〃	〃

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成28年 5 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

## 1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

## 2 指示期間

平成28年 6 月 1 日から平成29年 5 月31日まで

## 公 告

平成28年鳥取県公報第8782号で公告した（仮称）ダイレックス伯耆店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第 3 項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第 1 項の規定に基づき平成28年 6 月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年 5 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                     |           |
|--------------------|-------------------------------------|-----------|
| 1 調達件名及び数量         | A重油（J I S 1種2号 硫黄分1.0パーセント以下）       | 750キロリットル |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                              |           |
| 3 落札日              | 平成28年3月25日                          |           |
| 4 落札者の名称及び所在地      | グレース株式会社<br>鳥取市徳尾189-1              |           |
| 5 落札金額             | 1キロリットル当たり31,900円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |           |
| 6 入札公告日            | 平成28年2月12日                          |           |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                            |           |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課<br>鳥取市江津730          |           |

## 正 誤

平成28年5月13日付鳥取県公報第8798号の鳥取県告示第355号（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任について）中の次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から9

誤 の収納事務

正 における出納員の業務